

小規模特別養護老人ホームみのりの森
指定（介護予防）短期入所生活介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人若葉会（以下「若葉会」という。）が開設するみのりの森指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法に基づいた適正な介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

介護予防短期入所生活介護の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 事業の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 小規模特別養護老人ホーム みのりの森
- 二 所在地 茨城県常陸大宮市鷹巣 2 2 4 3 - 1

(利用定員)

第4条 事業所はその利用定員を10名とする。

(従業員の職種、員数、及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、業務の総括的任務を行う。

- 二 医師 1名

医師は、入所者の健康維持に必要な処置を行う。

- 三 生活相談員 1名以上

利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう必要な介護を行う。

- 四 介護職員又は看護職員（常勤換算方法） 4名以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行う。

- 五 栄養士 1名以上（本体施設に配置）

栄養士は給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導、栄養ケアマネジメント計画の作成等を行う。

- 六 機能訓練指導員 1名以上（本体施設に配置）

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能訓練を行う。

- 2 前項に定めるもののほか必要に応じて定数を超え又は、その他の職員を置くことができる。

(指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容については、次のとおりとする。介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう行うものとする。

- 一 事業者は、利用者が1週間に2回以上、適切な方法により入浴又は清拭のサービスを受けられるようにするものとする。

- 二 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、徘徊の自立について必要な援助を行うものとする。

- 三 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。

- 四 事業者は、前項に定めるほか利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活

上の世話を適切に行わなければならない。

五 事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。

六 事業者は、その利用者に対して利用者の負担により当該指定短期入所生活介護所及び介護予防短期入所生活介護の従業者以外のものによる介護を受けさせないものとする。

七 事業者は、その利用者に対し送迎をするものとする。

(食事の提供)

第7条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、摂取の時間は適切であるようにするものとする。

2 利用者の食事は、自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めるものとする。

(機能訓練)

第8条 事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第9条 事業所の医師及び介護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要ページに必要な事項を記載するものとする。但し、健康手帳を有しないものについては、この限りではない。

(相談及び援助)

第10条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他サービスの提供)

第11条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーション行事を行うものとする。

(利用料等)

第12条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料金は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスでない指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料、基準額 127 条第 3 項により徴収が認められている費用の額並びに必要なに応じてその他のサービスに係る費用の額については、次のとおりとする。
- 一 送迎に要する費用は次のとおりとする。
- ア 10 km 未満 1, 500 円
10 km 以上 15 km 未満 2, 000 円
15 km 以上 30 km 未満 3, 000 円
30 km 以上 1 km 100 円単位で換算 40 km は 4, 000 円
- イ 付き添い介護職員を必要とする場合は 1 回あたり 3, 000 円
- 二 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり
- 三 滞在に要する費用として、別紙のとおり
- 四 理美容代 実費
- 五 その他、日常生活に通常必要となるものに係る費用については、各々の購入費の実費相当額
- 六 特別室料 1 日 1, 500 円
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 4 上記利用料及び、その他の具体的な額は、別添「重要事項説明書」に基づくものとする。

(通常送迎の実施地域)

第 13 条 送迎の実施地域については、原則として通常の場合、常陸大宮市とする。

(サービス利用にあたって利用者側の留意事項)

第 14 条 利用者は、サービスを受けるにあたっては、次の事項を留意しなければならない。

一 入所者の日課の励行

入所者は施設長、医師、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護職員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めなければならない。

二 外出及び外泊

入所者が、外出又は外泊しようとするときは、所定の手続きをとって外出外泊先、同伴、施設へ帰着する予定日時等を施設管理者に届け出なければならない。

三 健康維持

入所者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の理由がない限り、努めて受診しなければならない。

四 衛生保持

入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。

らない。

五 身上変更の届け出

入所者は、家族関係等に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

六 施設内禁止行為

入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ア 宗教や習慣の相違等で他人と争い又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- イ 喧嘩もしくは口論をし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- ウ 指定した場所以外で火気を用い、又は就寝し、もしくは寝具の上で喫煙すること。
- エ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
- オ 金銭又は物品の頼み事をする事。
- カ 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- キ 無断で備品の位置又は形状を変えること。

(苦情処理)

第15条 事業所は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

(緊急時等における対応方法)

第16条 サービス提供時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関へ連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条の2 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第17条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

- 第18条 事業所は、事業を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

一 採用時研修 採用後3ヵ月以内

二 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人若葉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成24年 7月 5日から施行する。

平成27年 8月 1日 一部変更

令和 元年10月 1日 一部変更

令和 3年 4月 1日 一部変更

第12条関係(別紙)

1 食費・滞在費の費用

費用区分	費用の額	
居住に要する費用	従来型個室	1,231円/日
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 従来型個室	380円/日
	第2段階認定者 従来型個室	480円/日
	第3段階①認定者 従来型個室	880円/日
	第3段階②認定者 従来型個室	880円/日
食事の提供に要する費用	朝食	475円/食
	昼食	485円/食
	夕食	485円/食
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	300円/日
	第2段階認定者	600円/日
	第3段階①認定者	1,000円/日
	第3段階②認定者	1,300円/日

2 その他の費用

料金の種類	金額
特別な食事(入所者が選定する特別な食事の提供を行った場合)	要した費用の実費
おやつ代	1回につき 50円
理美容代	要した費用の実費
電化製品持込使用費用(電気料)	テレビ、加湿器、電気毛布、電気湯たんぽ、エアマットなど 1品 50円/日
	その他電気機器(コンセントを使用される電気器具～照明、充電器など)100円/月
レクリエーション活動費用	利用者の希望によりレクリエーション(習字・生け花・絵画・創作活動など)に参加する費用 利用料金は要した費用の実費
複写物の交付にかかる費用	1枚につき (白黒コピー)10円 (カラーコピー)40円
日常生活上必要となる諸費用	要した費用の実費
ご利用者の移送にかかる費用 <片道> (病院受診・外泊・外出等)	10km未満 1,500円
	10km以上～15km未満 2,000円
	15km以上～30km未満 3,000円
	30km以上 1km100円単位で換算 40kmは4,000円
病院付き添いに係る費用 (緊急時等やむを得ない場合)	1回につき 3,000円
貴重品(マイナンバーカード・健康保険証・預金通帳・印鑑等)	1日 100円
特別室料	1日 1,500円
利用料口座振替手数料	I-NET口座振替手数料 77円/件(再引き落としの場合は追加で手数料 77円/件)